

国九整海技 第42号
平成19年12月26日

下関市長 殿

九州地方整備局
港湾空港部長

港湾の施設の技術上の基準に関する改正の施行について

「港湾法施行規則の一部を改正する省令」（平成19年3月28日国土交通省令第19号。平成19年3月28日付け官報（号外第64号）に掲載済み。）第2条及び附則第3条の規定が平成20年1月1日より施行されることにより、港湾の施設の設計・施工等に関する港湾管理者等への提出書類が追加されます。

これらの規定の対象は港湾法施行令第19条に規定される技術基準対象施設であり、「港湾区域」（港湾法（以下、「法」という。）第2条第3項）において建設、改良又は維持する施設のみならず、「港湾区域の定のない港湾」（法第56条）、「港湾区域及び第56条第1項の規定により公告されている水域を除く水域」（法第56条の3）内の施設等が含まれます。

また、対象となる施設の建設、改良又は維持等に当たっては、改正された法（平成19年4月1日施行）において、性能規定化された港湾の施設の技術上の基準の遵守とともに、港湾法施行規則第28条の2に掲げる施設については、国又は登録確認機関による適合性確認も義務づけられています。

貴職におかれては、「民間企業」等を含む全ての「事業主体」からの手続きが遺漏なきよう行われるよう、改めて周知願います。

また、それらの事業主体が引き続き、港湾の施設の技術上の基準に基づいて安全かつ円滑な港湾の施設の整備にあたるよう、改めて周知徹底願います。